

○外国語学部における復籍に関する内規

〔平成24年3月8日〕
制 定

大阪大学学部学則（以下「学則」という。）第32条の規定により除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者をいう。以下単に「除籍となった者」という。）に係る外国語学部における復籍に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 除籍となった者から、同年の4月中に復籍願に未納の授業料を添えて復籍の申請があった場合は、4月1日に遡って復籍を認めることができる。このことにより在学期間は除籍前と通算することになり、修業年限の変更はないものとする。
- (2) 除籍となった者から、同年の5月1日から9月30日までの間に復籍願に未納の授業料を添えて復籍の申請があった場合は、4月1日に遡って復籍を認めることができるが、第1学期における授業科目の単位修得が見込めないことから、4月から9月までを休学扱いとし、10月から履修可能とする。この場合における授業料の徴収は、第2学期分からとする。
- (3) 除籍となった者から、同年の10月以降に復籍願に未納の授業料を添えて復籍の申請があった場合は、申請日以降の受入れ可能な期日（4月1日又は10月1日）から復籍を認めることができる。この場合においては、除籍期間の授業料は徴収せず、復籍した学期分から授業料を徴収する。
- (4) 復籍の申請が可能な期間は、除籍日の翌日から起算して3年以内とする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年3月8日から施行する。
- 2 この内規により復籍を認められた後再び除籍となった者については、この内規は適用しない。
- 3 この内規の施行日前に除籍となった者に係る外国語学部における復籍に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 授業料未納を理由として除籍となった者の復籍手続について（平成20年7月3日外国語学部教授会決定）は、廃止する。